

東浦町立森岡小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

① 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

また、本校の教育目標・経営方針より、「心身ともにたくましく、自ら学び、豊かに生きる児童の育成」の重点努力目標を設定し、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3項目をあげます。

ア いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実

イ いじめの防止等に関する取組の強化

ウ 重大事態発生時の迅速な対応

② 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実

① 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

全職員が参加し、必要に応じて心の健康相談員が出席します。

ウ 開催時期について

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

② 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。(授業改善、校内研修)

イ いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談)

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。(保護者、地域との連携、警察との連携)

エ PDCAに関すること。(日程・会議の開催時期・取組の見直し)

③ 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。(別紙参照)

3 いじめ防止等に関する取組の強化

① 未然防止の方策について

- ア 全員が授業に参加・挙手することができる授業の展開および道德教育の充実
- イ 体験活動や異学年交流活動の充実
- ウ 児童の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所づくり」の実践
- エ インターネットの正しい利用とマナーを深めるための情報モラル教育の推進
- オ インターネット、携帯電話、スマートフォンの利用について保護者への啓発活動

② 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

児童生徒の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査および情報交換を次の通り実施します。

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・日常の学校生活観察による早期発見 随時
- ・職員間の情報交換による早期発見 随時（学年会後・毎職員会議前）
- ・心の健康相談員との情報交換による早期発見 随時

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

- ・心の健康相談員、スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

- ・児童への声かけ・看取りの方法の研修会……………（6・11・2月 生徒指導）
- ・情報モラル研修会……………（12月 講師の招聘）

③ いじめへの対策について

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」に報告することとし、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応します。

イ けんかやふざけ合いが起こり、担任等での判断が難しい場合は、「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめに該当するかどうか判断します。

ウ いじめがあると判断した場合は、被害児童のケアや支援、加害児童の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応します。

エ 保護者の協力、心の健康相談員、スクールカウンセラー、民生・児童委員、警察・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。

オ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携します。

カ いじめ問題については、指導後、三ヶ月の経過観察を経て解消とする。解消後の再発防止に十分留意し、その後についても、「いじめ・不登校対策委員会」において、報告する。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

ア 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告します。

イ 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置します。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

5 学校の取組に対する検証・見直し

①学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。

②いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行います。

6 年間計画について

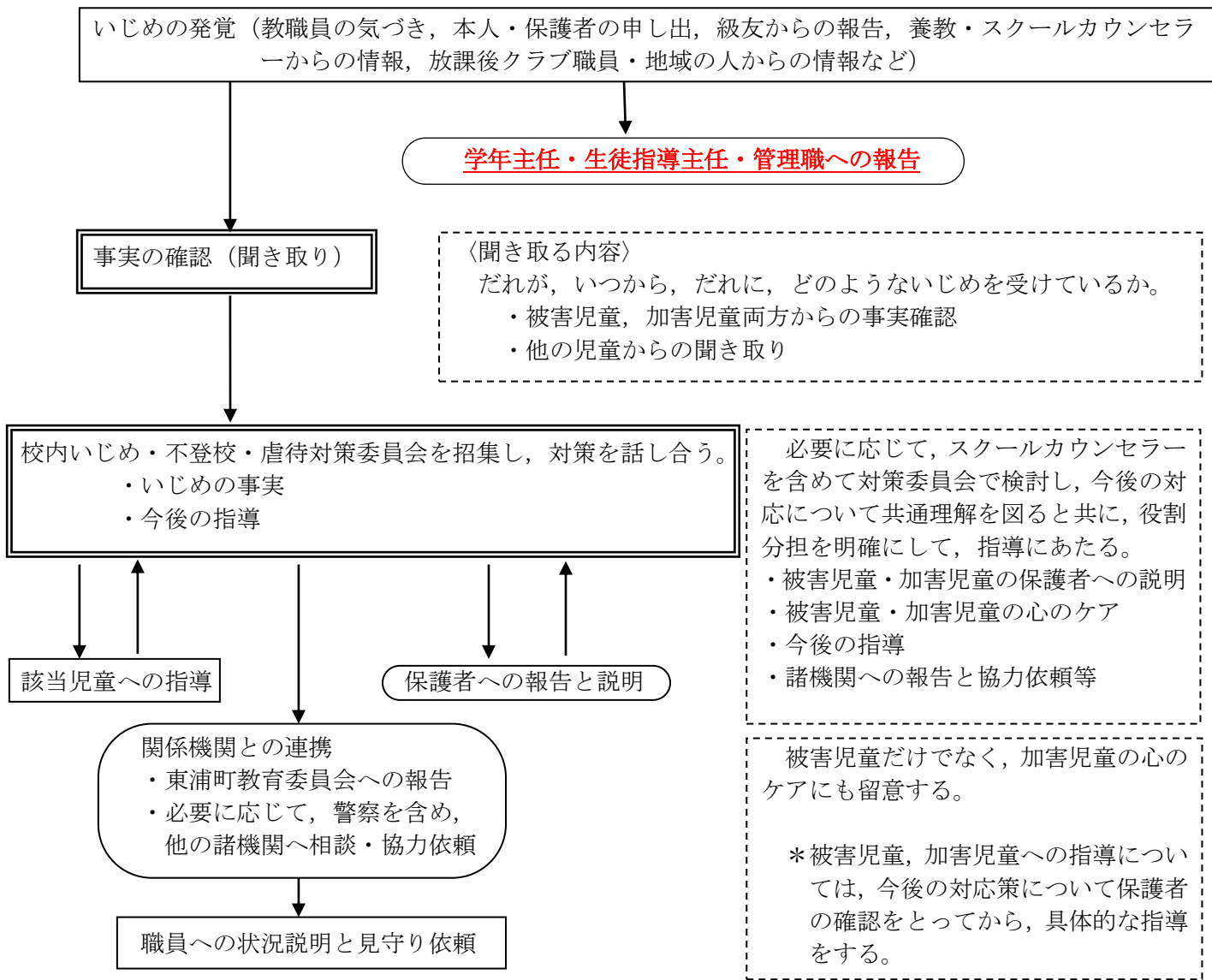
学期	「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の取組	その他の取組
一学期	<p>【4月】 いじめの未然防止への取組内容の検討</p> <p>【4月】 いじめ防止基本方針等の確認</p> <p>【5月上】 いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【7月】 1学期の取組の反省と2学期以降の取組の検討</p>	<p>【6月】 教育相談後の情報交換、研修会も兼ねる</p> <p>いじめアンケート保存</p>
二学期	<p>【9月】 P T A ・地域の方の声（夏季休業中の情報を含む）を発信する形で検討</p> <p>【9月下】 いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【10月】 人権週間の取組内容の検討</p> <p>【11月】 学校評価の項目および内容の検討</p> <p>【12月】 2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討</p>	<p>【9月】 夏季休業中の児童の様子についての情報交換</p> <p>【11月】 教育相談後の情報交換、研修会も兼ねる</p> <p>【12月】 いじめアンケート保存</p> <p>【12月】 情報モラル研修会</p>
三学期	<p>【1月】 学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【2月】 いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討</p> <p>【3月】 3学期の取組の反省と来年度の取組の検討</p>	<p>【1月】 冬季休業中の児童についての情報交換</p> <p>【2月】 教育相談後の情報交換、研修会も兼ねる</p> <p>いじめアンケート保存</p>

重大事態に対するいじめ対応フロー図（校内）

1 事前の危機管理

- 学級経営を充実させる。
 - ・集団づくり ・児童の観察 ・学級内の児童の関係把握
 - ・定期的な生活アンケート(四役回覧した後、学年ごとの教育相談ファイルに保存)
- 担任による教育相談を実施する。
- 校内の相談活動を充実させる。(スクールカウンセラー)
 - ・職員との連携
- いじめ・不登校・虐待対策委員会は、「いじめ防止基本方針」の周知と、それに基づく計画の実施、分析・対策を行うと共に、情報の共有化を図る。

2 発生時の危機管理



3 事後の危機管理

- 情報の整理と報告 (東浦町教育委員会へ報告)
- 当該児童及び保護者へのフォロー (カウンセラーによる教育相談の実施など)
- 再発防止対策
 - ・「いじめは絶対に許されないこと」ことであることの徹底
 - ・「事前の危機管理」の項目の見直し
 - ・原因究明
 - ・児童, 保護者への対応 (いじめ解消に至っても3ヶ月は見守り活動を継続)